問合せ／高齢福祉担当 TEL991-1884

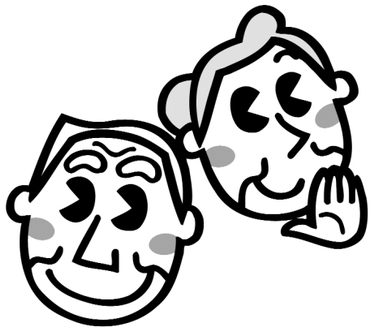

後期高齢者医療制度が始まります

「高齢者の医療の確保に関する法律（平成18年6月成立）」の施行により、平成20年4月から新たに独立した後期高齢者医療制度が始まります。このため、現行の老人保健制度は平成20年3月で廃止になります。

被保険者

新たな医療制度の被保険者となる方は、現行の老人保健制度における老人医療対象者と同じで、埼玉県内に在住の75歳以上の方及び65歳以上75歳未満で一定の障害のある方です。（一定の障害のある方の場合、まだ老人保健受給者に認定されていない方は、申請して埼玉県後期高齢者医療広域連合の認定を受ける必要があります。）

※健康保険組合等の被扶養者であった方も対象となり、後期高齢者医療制度への加入後は、国民健康保険、健康保険組合、政府管掌保険、共済組合等の被保険者ではなくなります。

加入する日

・75歳になったとき(75歳の誕生日当日)から。
・75歳以上の方が松伏町に転入した日から。
・65歳以上75歳未満の一定の障害のある方で、まだ老人保健受給者の認定を受けていない方が、申請して埼玉県後期高齢者医療広域連合から認定を受けた日から。

被保険者証（保険証）

被保険者証(保険証)は、平成20年3月下旬にお手元に届く予定です。

保険料

被保険者個人単位で算定・賦課します。

徴収方法は原則として特別徴収(いわゆる年金天引き)の方法となります。

算定等については、埼玉県後期高齢者医療広域連合が決定しますので、詳細が決まり次第、広報紙等でお知らせします。

医者にかかるとき

医者にかかるときは、埼玉県後期高齢者医療広域連合が交付した保険証をお持ちください。

窓口では、現在の老人保健制度と同様、かかった医療費の一部(1割。ただし、現役並み所得者は3割)を負担していただきます。

運営のしくみ

後期高齢者医療制度は、埼玉県内の全市町村で構成する、埼玉県後期高齢者医療広域連合が運営の主体となり、保険料の決定、保険証の交付、医療を受けたときの給付などを行います。

町役場では、保険料の徴収、各種申請・届け出の受付、保険証の引渡しなど、被保険者のみなさんにとって身近な窓口業務を行います。

問合せ／国保年金担当 TEL991-1868

年金時効特例法について

年金記録の訂正による年金の増額分は、時効により消滅した分を含めて、ご本人または、遺族の方へ全額お支払いします。

今までは……

年金記録が訂正された結果、年金が増額した場合でも、時効消滅により直近の5年間分に限ってお支払いをしていました。

これからは……

年金時効特例法の成立により過去に時効消滅した分も含めて全期間さかのぼってお支払いします。

具体例　65歳から年金を受給していた方で、72歳で追加すべき年金記録が見つかった場合

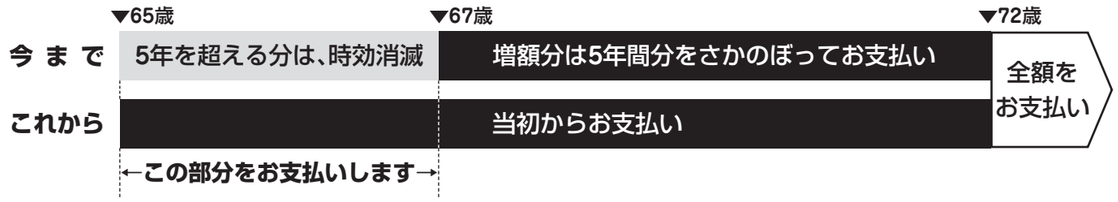

手続きなど、詳しくは、　春日部社会保険事務所 TEL 048-737-7111
または　ねんきんダイヤル TEL 0570-05-1165 まで
社会保険庁ホームページ　http://www.sia.go.jp/

まちづくり整備課のお知らせ

問合せ／下水道担当 TEL991-1844

平成19年度 上河原・八反地区における公共下水道工事のお知らせ

平成19年10月下旬から平成20年3月中旬まで、右図の箇所において下水道工事と舗装復旧工事を行います。また下水道工事に先立ち、宅地内の公共汚水桝の設置場所を確認させていただきます。工事期間中は、近隣にお住まいの方には大変ご迷惑をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いします。